

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 公共測量の実施(五件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………
- 公共測量の終了(十一件)……………
- ………(同)……………
- 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の旅客運賃の特例……………
- ………
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第千七百七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき町田都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年七月七日

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第五・五・五号野津田公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月七日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
町田市小野路町字新屋敷及び字金子田各地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千八百八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年七月七日

- 一 被処分者 東京都知事 小池 百合子
- (一) 商号 サイダーパートナーズ株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木 博紀
- (三) 主たる事務所の所在地 江東区東陽四丁目二番六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九一五二二号
- (五) 免許年月日 平成二十七年三月十九日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月二十九日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成二十九年七月十四日から同月二十八日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第千九百九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年七月七日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区豊洲六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月十二日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千百十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年七月七日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 八王子市、青梅市、調布市、町田市、日野市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、

日の出町、檜原村及び奥多摩町各地内

四 測量の期間 平成二十九年六月二十三日から同年十二月十五日まで

●東京都告示第千一百一十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測定の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測定の区域 大田区大森西三丁目、大森西四丁目、大森西六丁目、蒲田二丁目、南蒲田一丁目、西糀谷一丁目、西糀谷四丁目及び仲六郷二丁目各地内
- 四 測定の期間 平成二十九年七月十七日から平成三十年二月十五日まで

●東京都告示第千一百一十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測定の種類 公共測量(基準点測量)

三 測定の区域 北区岩淵町地内

四 測定の期間 平成二十九年六月十九日から同年七月十日四日まで

●東京都告示第千一百一十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測定の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測定の区域 八王子市川口町地内
- 四 測定の期間 平成二十九年六月十二日から同年八月二十一日まで

●東京都告示第千一百一十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測定の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測定の区域 町田市地内
- 四 測定の期間 平成二十九年一月一日から同年三月二十一日まで

●東京都告示第千一百一十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測定の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測定の区域 八王子市川口町地内
- 四 測定の期間 平成二十九年二月六日から同年三月十日まで

●東京都告示第千一百一十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測定の種類 公共測量(二級基準点設置及び三級基準点設置)
- 三 測定の区域 狛江市地内
- 四 測定の期間 平成二十九年一月二十日から同年三月十五日まで

●東京都告示第千一百一十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新宿区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 新宿区西早稲田二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、文京区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 文京区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 文京区後楽一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月二十七日まで

●東京都告示第千百十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 杉並区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十五日から平成二十九年二月十四日まで

●東京都告示第千百二十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十二日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区志茂二丁目、志茂二丁目、田端一丁目、田端二丁目、田端三丁目、田端四丁目、田端五丁目及び田端六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月一日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
- 三 測量の区域 練馬区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年二月八日から同年三月二十二日まで

●東京都告示第千百二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区佐野一丁目及び六木二丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十六日から平成二十九年三月十五日まで

●東京都告示第千二百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区篠崎一丁目及び篠崎二丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月三十一日から平成二十九年三月十七日まで

告 示 (交)

●交通局告示第六号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号。以下「規程」という。)第四条第二項の規定により、東京都乗合自動車IC一日乗車券(以下「バスIC一日券」という。)の旅客運賃の特例を告示する。

平成二十九年七月七日

東京都交通局長 山 手 斉

平成二十九年七月十日から同年八月三十一日までの期間に発売するバスIC一日券(規程第五条第一号に規定する大人の使用に供するものに限る。)を所持する旅客が同伴する小児の旅客運賃は、二人までは無料とする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

- 開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名
- 一 福生市大字熊川字東四百十番 新宿区高田馬場三丁目四十六番二十五号 アイデイホーム株式会社 代表取締役 久林 欣也

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

調布市入間町三丁目五番二及 新宿区西新宿一丁目二十六番六十三の各一部 番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年七月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サミットストア王子桜田通り店
- 二 店舗所在地 北区王子五丁目一番四十号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)王子五丁目計画
- 六 変更後の店舗名 サミットストア王子桜田通り店

七 変更前の店舗所在地 北区王子五丁目一番百十一	八 変更後の店舗所在地 北区王子五丁目一番四十号	九 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミットストア株式会社	十 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミットストア株式会社ほか四名	十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社	十二 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一	十三 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹	十四 変更日 平成二十九年四月十二日ほか	十五 届出日 平成二十九年六月五日	十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十七 縦覧期間 平成二十九年七月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名 光が丘 I M A 二 店舗所在地 練馬区光が丘五丁目一番一号 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号	五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか七十一名	六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか七十一名	七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 有限会社染谷ほか三名	八 変更前の小売業者の代表者名 大橋 義郎(株式会社染谷)ほか	九 変更後の小売業者の代表者名 大橋 義章(株式会社染谷)ほか	十 変更前の小売業者の住所 愛知県名古屋市中区平和一丁目十五番二十七号(株式会社イークローディング)	十一 変更後の小売業者の住所 愛知県名古屋市中区錦二丁目十五番二十号(株式会社イークローディング)	十二 変更日 平成二十九年三月一日ほか	十三 届出日 平成二十九年六月五日	十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十五 縦覧期間 平成二十九年七月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001